

議案第53号

和解案の受諾について

徳島地方裁判所平成29年(ワ)第390号貸金返還請求事件につき、別紙和解案を受諾することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月22日提出

小松島市長 中山 俊 雄

1 事件名 徳島地方裁判所平成29年（ワ）第390号貸金返還請求事件

2 当事者 原告 小松島市

被告 A 外2名

3 和解案

- (1) 被告 A（以下「被告 A」という。）は、原告との間の昭和59年12月4日付け準消費貸借契約に基づく貸金返還債務として、被告 B（以下「被告 B」という。）は、同契約に係る保証債務として、原告に対し、連帯して、69万9360円（元金68万1438円、利息金1万7922円）及び残元金68万1438円のうち別紙の「償還元金額」欄記載の各金員に対する別紙の「違約金起算日」欄記載の日から、それぞれ支払い済みまで100円につき1日3銭の割合による違約金の支払義務があることを認める。
- (2) 原告、被告 A 及び被告 B は、原告と被告 A との間の昭和59年12月4日付け準消費貸借契約に基づく貸金返還債務のうち、平成5年7月31日返還期限分のうち5056円について、また、同年8月31日返還期限分から平成19年6月30日返還期限分までについて、いずれも元金及び利息金の返還請求権が、時効によって消滅していることを確認する。
- (3) 被告 A 及び被告 B は、原告に対し、連帯して、第1項の金員のうち69万9360円を、令和2年7月31日限り、「小松島市会計管理者」名義の阿波銀行小松島支店の普通預金口座（口座番号0950415）に振り込む方法により支払う。振込手数料は、被告 A 及び被告 B の負担とする。
- (4) 原告は、被告 A 及び被告 B が連帯して前項の金員を期限までに完済したときは、被告 A 及び被告 B に対し、第1項記載の違約金の支払請求権を行使しない。
- (5) 原告は、被告 A 及び被告 B に対するその余の請求を放棄する。た

だし、本項の定めは、第1項記載の違約金の支払請求権の免除または放棄を含むものと解釈されてはならない。

(6) 原告、被告 A 及び被告 B は、原告と被告 A 及び原告と被告 B の間には、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(7) 訴訟費用は、各自の負担とする。

以上

	償還元金額	違約金起算日
1	22,177円	平成19年8月1日
2	22,214円	平成19年9月1日
3	22,251円	平成19年10月1日
4	22,288円	平成19年11月1日
5	22,325円	平成19年12月1日
6	22,362円	平成20年1月1日
7	22,399円	平成20年2月1日
8	22,437円	平成20年3月1日
9	22,474円	平成20年4月1日
10	22,512円	平成20年5月1日
11	22,549円	平成20年6月1日
12	22,587円	平成20年7月1日
13	22,624円	平成20年8月1日
14	22,662円	平成20年9月1日
15	22,700円	平成20年10月1日
16	22,738円	平成20年11月1日
17	22,776円	平成20年12月1日
18	22,814円	平成21年1月1日
19	22,852円	平成21年2月1日
20	22,890円	平成21年3月1日
21	22,928円	平成21年4月1日
22	22,966円	平成21年5月1日
23	23,004円	平成21年6月1日
24	23,043円	平成21年7月1日
25	23,081円	平成21年8月1日
26	23,120円	平成21年9月1日
27	23,158円	平成21年10月1日
28	23,197円	平成21年11月1日
29	23,235円	平成21年12月1日
30	23,075円	平成21年12月5日
合計	681,438円	